

令和2年（2020年）第2回町田市議会 定例会 建設常任委員会

会社法に定める包括承継に伴う指定管理者構成団体の名称変更について

1. 概要

2020年7月1日をもって町田中央公園外3箇所の指定管理者である「まちだA・T・Kスポーツパートナーズ」の代表団体「アシックスジャパン株式会社」が、指定管理事業について「アシックススポーツファシリティーズ株式会社」に包括承継を行うため、報告いたします。

2. 包括承継

包括承継とは、会社法第五編第三章第一節に定める吸収分割の定義に従い、当該事業に関して有するすべての権利・義務を一括して承継することです（会社法第2条第29号）。

「アシックスジャパン株式会社」は、主要な事業のうち「①公共スポーツ施設の指定管理事業、②スポーツコンテンツのサービス提供事業」を、更に効果的に発展することを目的に「アシックススポーツファシリティーズ株式会社」に包括承継を行います。

なお、施設職員は継続雇用となり、施設の運営体制に変更はありません。

3. 指定管理者の構成団体等

（1）指定管理者の構成団体

<包括承継前（現在）>

代表団体：アシックスジャパン株式会社

構成団体：東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄

<包括承継後（2020年7月1日～2024年3月31日）>

代表団体：アシックススポーツファシリティーズ株式会社

構成団体：東急スポーツシステム株式会社・株式会社協栄

（2）対象施設

町田中央公園、木曽山崎公園、日向山公園の区域の一部、忠生公園の有料運動施設